

集団資源回収の回収品目一覧

家庭から出された下記品目の資源物が対象です。

下記項目ごとに分別して出してください。

※回収業者により回収する品目が異なりますので、詳しくは回収業者にお問い合わせください。

回 収 品 目

①新聞紙：チラシも一緒にして、ひもで十文字に縛るか袋に入れる。



⑤紙パック：水洗いし、開いて乾かし、ひもで縛るか袋に入れる。（アルミ箔付きは除く）



②雑誌：大きさをそろえて、ひもで十文字に縛る。（紙以外の表紙や付属のCDなどは除く）



⑥びん：ふたをはずし、水洗いをして袋に入れる。



③ダンボール：折りたたんでひもで十文字に縛る。



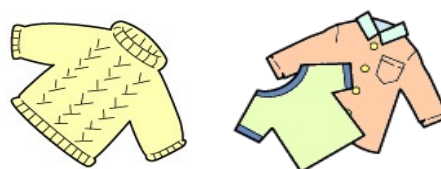
⑦アルミ・スチール缶：アルミとスチールに分け、水洗いをして袋に入れる。



④金属類：金属以外の部分を全部取りはずす。



⑧布類：洗濯済みの古着・古布。



質問12 自治会の排雪日と集団資源回収日が重なってしまった場合、市に連絡する必要はありますか？

回 答 市に連絡する必要はありませんが、回収業者へ連絡し、回収日等の調整を行う必要があります。

また、回収日が変更となった場合は、自治会内の方々に周知する必要があります。

質問13 古紙の回収に出せないものはありますか？

回 答 紙の中には「禁忌品（きんきひん）」と呼ばれる製紙原料にならない異物があります。表の品目はリサイクルすることができませんので、市の「燃やせるごみ」の収集日に出していただきますようお願いいたします。

リサイクルできない紙類一覧表

○粘着物の付いた封筒	○金・銀など金属が箔押しされた紙
○防水加工された紙	○捺染紙
○裏カーボン紙・ノーカーボン紙	○感熱性発砲紙
○圧着はがき（親展はがき）	○合成紙
○感熱紙（ファックス用紙など）	○においのついた紙
○印刷紙の写真	○水に濡れた紙
○複合素材の紙（窓付き封筒など）	○油のついた紙

質問14 金属類は、どのようなものを回収していますか？

回 答 下記の表のものがああります。出す際は、金属部分以外は取り外して、出してください。

回収する金属製品の例	
○フライパン	○自動車用部品（家庭で買い替えたホイール、ドアなど。）
○ジギスカン鍋	○自転車（タイヤは取り外して燃やせないごみへ。）
○鍋（ホーロー製も可）	○コンロ（乾電池やガスカセット缶は取り外して危険ごみへ。）
○スキレット鍋	○スチール製ラック
○やかん	○ストーブ（金属製のみ。灯油は必ず抜いてください。）

